

広島県告示第五百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年六月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児玉 篤	名称	主たる事務所の所在地 広島市安佐北 区可部二丁目 一九番八号	名称	所在地	居宅サービス事業を 廃止した事業所	サービスの 種類	廃止 年月日
	名称						
	名称	こだま整形外科 科医院	名称	安芸高田市吉 田町常友三四 一番地一		通所リハビリ テーション	平成二二年 五月三二日